

寺尾中学校 部活動活動規約

1 性格.

- ① 共通の興味や関心をもった生徒が活動を希望し、保護者の承認を得て活動する。
- ② 学年・学級・男女の別を問わない。
- ③ 文化的・体育的な活動とする。
- ④ 部活動は学校教育の一環である。

2 目標

顧問と部員が共通の興味や関心を追及する中で、他者との触れ合いや集団生活を通して、心身の調和的な発達、技術の向上、健全な社会生活を営む上で必要な資質などを養う。

3 ねらい

- ① 共通の興味や関心の追求を通して、楽しく豊かな共同生活を築く態度を養う。
- ② 顧問と生徒、学年を越えた生徒間の望ましい人間関係を育てる。
- ③ 創意工夫して積極的に活動する態度を養う。
- ④ 自己の能力や技術の伸長を図る。

4 活動細則

(1) 部活動運営上の組織



- ① 顧問を委嘱する際は、顧問となる職員の意志を十分に尊重し、原則として本校に在籍する職員が校長の委嘱のもとに、全員で行われる。(原則、全員顧問制)
- ② 顧問の決定は次のような手順で決定していく。
 - ・年度内に顧問の調整を図り、決定していく。
 - ・次年度転任者には、年度の初めに調整を図る。
- ③ 各部の顧問より1名の代表者を選出し、部活動顧問会(以下、顧問会)を構成する。
- ④ 顧問会は部活動の運営について検討し、諸問題の解決を図る。

(2) 部活動の全体運営

- ① 基本的な事項は、顧問会の決定を受け、職員会議で決定していく。
- ② 生徒の共通の興味や関心を追及・発展させ、顧問の指導の下に展開され成立するものとする。

- ③ 部活動の創部については、次の条件を満たすものとする。
- (ア) 入部を希望する生徒がいること（十分に活動ができる人数）。
 - (イ) 顧問になる本校職員が在籍していること。
 - (ウ) 学校にある施設（またはそれに類する施設）で活動ができ、部費等の負担する額が大きくなならないもの。
 - (エ) 現在、存在する部活動とともに活動していくことができること。
 - (オ) 長期的かつ継続的な活動ができること。条件を満たした後に、顧問会で承認を得る。その後、職員会議で決定を行う。1年間の試行期間を経て、部として認めていく。
- ④ 活動の存続
顧問の調整がつかず、活動ができない場合は、在籍する生徒が卒業するまでは顧問会の扱いとし、活動を保証する。
- ⑤ 運営費
- (ア) 部費の徴収は、各部の計画に基づいて決定する。ただし、金額は年度当初に決定し、管理職に報告する。
 - (イ) 部費の会計報告は、各部において顧問が保護者に報告する。

5 入退部・継続

- ① 希望する生徒と保護者が「部活動登録・継続カード」に年度ごとに申し込み、顧問が認めたときに入部することができる。
- ② 何らかの理由で退部を希望する際は、退部を希望する部活動の顧問と相談の上、「部活動登録・継続カード」の退部の欄に保護者確認印を押して、退部を希望する部活動の顧問に提出する。
- ③ 以下のような状態の場合は、顧問は生徒及び保護者にその状況を通知し、十分に面談したのち、保護者了解のもとに退部させることもある。
- ・無断欠席が続く場合
 - ・部全体の活動に支障をきたす場合

※退部する場合は担任とも状況を確認し、情報共有を図ると共に部名簿にも追記すること。

- ④ 2・3年生で、新年度部活動の継続を希望する場合も、年度ごとに「部活動登録・継続カード」を必ず提出し、継続手続きをとる。

「部活動登録・継続カード」が未提出の場合、原則、「退部」となる。しかし、顧問は必ず本人・家庭に連絡し相談する。

- ⑤ 他の部活動と重ねて入部するときには、互いの活動ができることを条件に顧問の許可を得て行う。
(これに関しては R8 年度部活動推進委員で討議し、削除する予定です)
- ⑥ 新入生は仮入部許可願の申し込みにより、4月～5月の一定期間仮入部することができる。ただし活動は16時45分までとし、17時には下校すること。また、朝練や休日、校外での活動には参加できない。活動内容に関しては、2・3年生と同じメニューにせず、軽いものにすること。仮入部活動後、部長は顧問に1年生活動終了の報告を行うこと。今年度の仮入部および本入部の期間は次のように設定する。

<令和8年度>

- ・新入生仮入部期間 4月17日(金)～5月8日(金)
- ・新入生本入部受付 仮入部に必ず一度参加した後、随時

6 活動

- ① 部活動は授業や学校行事、学級活動、生徒会活動などに支障がない範囲で活動する。重なる場合は、それらを優先させる。
- ② 日常の活動は、各部活動の計画に基づいて行う。
- ③ 入学式、卒業式、体育祭、文化祭などの学校行事当日やその前日の午後の活動は原則として行わない。
- ④ 原則として、顧問がいなければ活動できない。出張等やむを得ない理由で不在の場合、代理の顧問の指示により活動できる。
- ⑤ 校外での活動の場合は、必ず校外引率届を提出すること。
- ⑥ 部活動が認められない日と、特別練習については以下のように設定する。

活動が認められない日	活動が認められる条件（特別練習）
・ 定期テスト3日前から ・ 全国、市学力学習状況調査日の朝	・ 保護者の承認と管理職の了承を得た場合。
・ 一斉下校日	・ 顧問が割り当ての調整を行い、できる限り朝練での活動にすること。
・ 長期休業中の職員出勤日	・ 朝（7：00～8：30） ・ 夕（17：00～18：00） ・ 勤務時間外の活動であれば可とする。
・ 宿泊行事前後の健康観察	・ 原則として、健康観察を優先するが、公式戦又はそれに準ずる大会等であれば可とする。
・ 職業体験、遠足等	・ 週末に、公式戦またはそれに準ずる大会等があれば可とする。

- ・ いずれの場合も、保護者の承認と管理職の了承を得ること。さらに、特別練習の申請書を管理職に提出することを条件とする。了承を得たら、部活動推進委員に伝える。
- ・ 公式戦またはそれに準ずる大会とは、中体連主催、中体連主催の大会に影響を与える大会、文化部におけるコンクール等を指し、6日前から申請することができる。
- ・ 各部の顧問の適切な判断のもとに特別練習を設定すること。
- ・ 以上に書かれている内容に該当しない場合等、判断が難しいケースなどの時には、必ず部活動推進委員、管理職に相談すること。
- ・ 活動時間は、いずれの場合も、2時間以内とする。

7 活動日および活動時間

- ① 活動時間は下記の通りとする。（日の出、日の入りの時間により、変更することもある。）

朝練習		7：00以降に登校	8：15終了
放課後	4～8月	17：45終了	18：00下校
	9月	17：30終了	17：45下校
	10月、2～3月	17：15終了	17：30下校
	11～1月	16：45終了	17：00下校

※赤字は昨年度末の職員会議の結果をうけて、変更しています。

② 土・日・祝日の活動について

第二グラウンドは、民家が隣接しているため10時から使用する。

* 横浜市立部活動ガイドライン（2019年～）より

活動日・・・週に平日1日以上、土日1日以上の一部活動休養日を設定すること。

活動時間・・・1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とすること。

8 登下校

顧問は部員に対して、以下の指導を徹底する。

① 安全のため、自宅・学校間で寄り道をしないこと。

② マナーの観点から、買い食いや食べ歩きは、原則として認めない。

③ 交通安全に十分注意する。

※ 活動した部活動の顧問は必ず下校指導を行う。

9 対外行事への参加

部活動は、校長の認めた対外行事（大会、コンクール等）に、学校代表として参加することができる。

10 施設・用具の管理

① 授業等の支障がない範囲で共同使用する。使用の際は顧問が管理し、使用前と同様に返却する。破損等については、使用した部の責任において対処する。

② 部の施設・用具は、責任をもって顧問が管理する。

③ 施設の消灯・施錠については、責任をもって顧問が行う。

④ 部で使用する体育館・校舎・グラウンド・格技場等は、使用する部活動で定期的に点検や整備をする。

11 更衣について（令和6年度に追加）

① 更衣に関しては、以下の施設を更衣場所として設定する。

・男子更衣室：1号館1階のアカーディオンカーテンで仕切られている部屋の図書館側

・女子更衣室：格技場

② 更衣場所は朝練習と放課後の活動の際に使用可能とする。

③ 更衣場所の施錠・解錠は、学年ごとに1ヶ月交代で担当する。（令和8年度より）

12 事故・怪我等

① 部活動中の事故防止については、細心の注意を払う。

② 部活動中に事故があった場合は最優先で対処し、養護教諭の指示を受ける。怪我の状況により、病院での治療が必要な場合は、校長に連絡し、保護者との連絡を取りながら、病院の手配をし、治療を受ける。顧問は生徒災害報告書を記入し、日本スポーツ振興センターの適用を受けられ

るようにする。

- ③ 顧問の事故・怪我等については、公務災害を適用する。
- ④ 原則として、運動部の生徒は中学校スポーツ大会賠償保険に加入する。

1.3 外部コーチとOB指導者について

年度当初に外部コーチ・OB指導者名簿を作成する。

1.4 その他

- ① 各部は貴重品の管理について十分に注意し、必ず活動場所に持っていく。または顧問に預ける。盗難があった場合は速やかに管理職、専任、生徒指導部、学年職員に報告する。
- ② 昼食は部で定められた場所、または顧問の指示された場所とする。
- ③ 外出して飲食物等を購入することを禁止する。
- ④ 運動部の活動時の服装は、体育時のものか、部のユニフォームまたはそれに準じ、顧問が許可したものとする。
- ⑤ 鍵は、各部で責任をもって管理する。鍵の施錠、解錠はできる限り職員が行う。
- ⑥ 部の活動の範囲で、学校や部活動の決まりに反する行為がみられた場合は、顧問が責任をもって対処する。著しい場合は、顧問会で対処を検討する。
- ⑦ 近年の活動において特に注意を払って行うべきものは次のようなものである。
 - ・外でのトレーニングメニューは顧問の指示を充分に受けてから実施する。
 - ・ランニングをするのに滑りやすい状況であると判断できる場合は、ダッシュなどのメニューは控える。
 - ・外でのランニングの方向は反時計回りに限定する。なお、3号館周りのランニングは禁止する。
- ⑧ 第二グラウンドでの朝練習は、民家が隣接しているために禁止とする。

1 表彰

朝会において、生徒が登壇して表彰を受ける条件は、次のようにする。

- 区大会レベルの場合 → 団体のみ表彰する。個人は昼放送で紹介することを可とする。
- 市大会以上の大会 → 団体、個人ともに表彰する。

1.6 部員名簿の作成（令和8年度に追加）

顧問は、部活動推進委員より提供されるファイルを用いて部員名簿を作成するとともに、退部者が出た際には随時更新を行う。

※本名簿は、面談資料作成などの際に活用するものである。

- ※ 平成30年4月1日 「6活動」一部改正
- ※ 平成31年4月1日 「1.6表彰」追加
- ※ 令和2年 「1.3その他」 外周について 改正
- ※ 令和6年 「1.1」 更衣について」追加
- ※ 令和8年 「1.6」 部員名簿の作成について」追加